中央環境審議会「今後の土壌汚染対策の在り方について（第二次答申）」（抜粋）

参考資料１

（１）要措置区域等における指示措置等の実施の枠組み

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　汚染除去等計画及び完了報告の届出並びに都道府県知事による確認（１）汚染の除去等の措置を講ずる際の手続・汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項は次に掲げる事項とすることが適当である。ア　汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所イ　汚染除去等計画を提出すべき期限（２）実施措置を行うに当たっての要件（技術的基準）・措置の実施に当たっては、現行の技術的基準に加え、次に掲げる要件を満たすことが適当である。ア　土壌溶出量基準不適合土壌が当該要措置区域内の帯水層に接する場合、地下水質の監視及び地下水位の管理を行うことイ　当該要措置区域外から搬入された土を用いる場合、搬入土の汚染のおそれの区分に応じた品質管理を講ずることウ　飛び地間移動に伴う土壌の搬入を行おうとする場合、当該搬入土を含めた措置が適切に行われているかを確認することエ　各措置の実施の方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成14 年環境省令第29 号。以下「施行規則」という。）別表第６に加え、別紙７に掲げる要件を満たすこと（３）汚染の除去等の措置を講ずる際に都道府県知事に提出する事項１）汚染除去等計画の記載事項・汚染除去等計画の記載事項については、法第７条第１項第１号及び第２号に掲げる記載事項（土地の所有者等が講じようとする措置、実施措置の着手予定時期及び完了予定時期）に加え、土地の所有者等が講じようとする措置の選択理由、汚染の除去等の措置を講じようとする場所の汚染の状況を明らかにした図面その他を求めることが適当である。なお、これまでは地下水汚染が生じていない場合に限って指示措置として地下水の水質の測定を選択できたが、本改正ではさらに目標土壌溶出量に適合する場合についても地下水の水質の測定を選択することを認めることが適当である。・措置によって求められる技術的基準が異なるため、それぞれの技術的基準に応じた汚染除去等計画の記載事項を定めることとすることが適当である。具体的には別紙８に掲げる事項とすることが適当である。 | ◎実施措置を行うに当たっての要件として新たに定めるべき技術的基準（別紙７）

|  |  |
| --- | --- |
| 技術的基準を追加する措置 | 新たに定めるべき技術的基準 |
| 原位置封じ込め、遮水工封じ込め、透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化 | 要措置区域の地下水の下流側かつ要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等より地下水の上流側において、措置実施後に地下水基準適合を満たすことを評価する地点（以下「評価地点」という。）を設定し、かつ、当該評価地点で地下水基準を満たすために当該要措置区域において達成するべき土壌溶出量であって第二溶出量基準未満の土壌溶出量（以下「目標土壌溶出量＊」という。）及び地下水濃度（以下「目標地下水濃度＊」という。）を設定すること。＊目標土壌溶出量及び目標地下水濃度として、現行どおりに土壌溶出量基準及び地下水基準を設定することも可能。 |
| 地下水の水質の測定 | 汚染土壌が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地において当該措置を行う場合にあっては、評価地点を設定し、かつ目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。 |
| 措置の完了を報告する場合にあっては、測定を５年以上継続して実施していること、かつ直近の２年間において年４回以上実施しており、今後、地下水基準に不適合又は目標地下水濃度を超えるおそれがないことを確認すること。 |
| 原位置封じ込め | ボーリングによる土壌の採取等及び測定その他の方法（以下「詳細調査」という。）により把握された第二溶出量基準不適合土壌のある範囲について、次のいずれかの方法により第二溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。・詳細調査として行う調査と同等以上の方法で深さ１mから詳細調査により把握された第二溶出量基準不適合土壌のある深さまでの１m ごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定する方法・詳細調査により把握された第二溶出量基準不適合土壌の掘削除去を行った場合にあっては、掘削除去を行った範囲及び当該土壌を処理したことを確認する方法 |
| 掘削除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め | 要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌を埋め戻す場合にあっては、当該土壌について100m3以下ごとに試料を採取（第一種特定有害物質にあっては、100m3ごとに1 点から採取、第二種及び第三種特定有害物質にあっては100m3ごとに5点から採取）し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定し、目標土壌溶出量以下の（原位置封じ込め及び遮水工封じ込めにあっては第二溶出量基準に適合する）汚染状態にあることを確認すること。 |
| 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、原位置浄化 | 分解する方法により土壌中又は地下水中の特定有害物質を除去する場合にあっては、地下水中に含まれる特定有害物質の量を測定する際（規則別表第６号上欄第４号下欄第２号ロ及び上欄第５号下欄第２号ハ）に当該要措置区域が指定される事由となった特定有害物質及び当該物質の分解生成物の量を測定すること。 |

◎汚染除去等計画の記載事項（別紙８）(1)全ての措置に共通して提出を求める事項・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名・汚染の除去等の措置を行う要措置区域の所在地・土地所有者等が講じようとする措置の選択理由・汚染の除去等の措置を講じようとする場所の汚染の状況を明示した図面・汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明示した図面・汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために講ずる措置・施行中に汚染の拡散が確認された場合の対応方法・非常災害等の緊急事態が生じた場合の対応方法・実施措置を行うに当たって、土壌溶出量基準不適合土壌が当該要措置区域内の帯水層に接する場合の施行方法・土壌を掘削する範囲と地下水位の関係・当該区域外から搬入された土を用いる場合にあっては、環境大臣が定める基準に適合していることの確認方法及び当該土壌の使用方法・飛び地間移動に伴う土壌の搬入を行う場合にあっては、搬出地の場所が区域の指定を受ける事由となった汚染の状態及び当該土壌の使用方法(2)基準不適合土壌の掘削による除去を講ずる場合に提出を求める事項・把握した基準不適合土壌の範囲及び区画ごとの深度別濃度・土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点の位置とその根拠、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度とその設定根拠・掘削除去を行う範囲・掘削された場所に目標土壌溶出量以下の土壌又は土壌含有量基準適合土壌を埋める方法。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合にあってはその方法・掘削された目標土壌溶出量を超える濃度の土壌又は土壌含有量基準不適合土壌を浄化する方法その他の方法及び当該方法により目標土壌溶出量以下の土壌又は土壌含有量基準に適合する汚染状態となることの確認結果・要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌を埋める場合にあっては、当該土壌が目標土壌溶出量以下の濃度の土壌又は土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認する方法・土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、観測井の設置位置、当該位置とする根拠、観測井の設置方法、観測井における測定の対象となる特定有害物質、期間及び頻度、汚染の除去の措置を講ずる前の地下水の汚染状態(3)原位置での浄化による除去を講ずる場合に提出を求める事項　　基準不適合土壌の掘削による除去を講ずる場合に提出を求める事項と同様の内容とする。(4)区域内土壌入換えを講ずる場合に提出を求める事項　　　　　　基準不適合土壌の掘削による除去を講ずる場合に提出を求める事項と同様の内容とする。(5)区域外土壌入換えを講ずる場合に提出を求める事項　　　　　　基準不適合土壌の掘削による除去を講ずる場合に提出を求める事項と同様の内容とする。(6)遮水工封じ込めを講ずる場合に提出を求める事項　　　　　　　基準不適合土壌の掘削による除去及び原位置封じ込めの措置を講ずる場合に提出を求める事項と同様の内容とする。(7)遮断工封じ込めを講ずる場合に提出を求める事項　　　　　　　基準不適合土壌の掘削による除去及び原位置封じ込めの措置を講ずる場合に提出を求める事項と同様の内容とする。(8)不溶化埋め戻しを講ずる場合に提出を求める事項・把握した基準不適合土壌の範囲及び区画ごとの深度別濃度・評価地点の位置とその根拠、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度とその設定根拠・特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する範囲・目標土壌溶出量を超える濃度の土壌を掘削する方法・特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法及び当該方法により目標土壌溶出量以下の濃度の土壌となることの確認結果・性状の変更を行った土壌について、目標土壌溶出量以下の濃度の土壌であることを確認する方法及び当該土地の区域内に埋め戻す方法・シートによる覆いその他の措置の措置を講ずる範囲及び方法・措置の効果を確認するための観測井のうち、地下水質に係る観測井の設置予定位置、当該位置とする根拠、観測井の設置方法、観測井における測定の対象となる特定有害物質、期間及び頻度※本資料は、中央環境審議会第二次答申を抜粋し、見出しの追加や表の簡略化などを行って作成した。1 |
| ２）汚染除去等計画を変更した場合に都道府県知事に変更後の計画を提出しなくてよい軽微な変更として定める要件・汚染除去等計画を変更した場合に都道府県知事に変更後の計画を提出しなくてよい軽微な変更として定める要件については、別紙９に掲げる要件を満たす変更の内容とすることが適当である。３）措置に係る工事を終了した際又は措置の全てが完了した際に報告する事項・汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、別紙10に掲げる事項を都道府県知事に報告することが適当である。なお、軽微な変更を行った場合にあっては、当該変更の内容を含めて報告することが適当である。また、措置の内容に応じて、工事の終了時点及び措置の完了時点にそれぞれ報告をしなければならないものとすることが適当である。４）都道府県知事等への届出等を不要とするボーリングの要件・次に定める要件を満たす汚染の拡散を引き起こさない方法で実施するボーリングにあっては、要措置区域における形質変更の例外及び形質変更時要届出区域における形質変更の届出を不要とすることが適当である。ア　基準不適合土壌の壁面の固定その他の方法により基準不適合土壌がボーリング孔内を通じて拡散しないようにすることイ　最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までのボーリングが終了した時点で、当該ボーリングが行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復することウ　掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等による汚染の拡散を防ぐこと２　台帳の記載事項の取扱い・要措置区域等の台帳には、帳簿記載事項並びに添付する図面及び書類として、新たに、調査対象とする深さを限定した調査に係る事項、汚染の除去等の措置に係る事項、土地の形質の変更、土壌の移動及び搬入に係る事項、臨海部特例区域に係る事項並びに認定調査に係る事項として、別紙11に掲げる事項を加えることが適当である。（搬入土壌の汚染状態及び使用場所を明示した図面（具体的な搬入土の品質管理方法）は「要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法」において示す。）・指定が解除された要措置区域等の台帳には、帳簿記載事項並びに添付する図面及び書類として、新たに別紙12に掲げる事項を加えることが適当である。○指定解除要措置区域等の台帳への追加記載事項（下線部が新規追加事項）（別紙12）項目　汚染の除去等の措置帳簿記載事項　指定が解除された理由となった汚染の除去等の措置及び当該措置の完了を確認した根拠図面　汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面 | (9)原位置不溶化を講ずる場合に提出を求める事項　　不溶化埋め戻しを講ずる場合に提出を求める事項と同様の内容とする。(10)地下水の水質の測定を講ずる場合に提出を求める事項・措置の効果を確認するための観測井のうち、地下水質に係る観測井の設置予定位置、当該位置とする根拠、観測井の設置方法、観測井における測定の対象となる特定有害物質、期間及び頻度・都道府県知事へ報告する時期及び方法・汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地において当該措置を行う場合は、評価地点の位置とその根拠、目標地下水濃度及び目標土壌溶出量とその設定根拠(11)揚水施設による地下水汚染の拡大の防止を講ずる場合に提出を求める事項　　地下水の水質の測定を講ずる場合に提出を求める事項と同様の内容とする。(12)透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止を講ずる場合に提出を求める事項　　地下水の水質の測定を講ずる場合に提出を求める事項と同様の内容とする。(13)盛土を講ずる場合に提出を求める事項・把握した基準不適合土壌の範囲・盛土を行う範囲及び厚さ・盛土の施行方法・砂利その他の土壌以外のものの種類・基準不適合土壌以外の土壌であることの確認方法・モルタル等を覆いとして使用する場合はその理由、種類、厚さ及び覆いの範囲・覆いの損壊を防止するための措置(14)舗装を講ずる場合に提出を求める事項　　盛土を講ずる場合に提出を求める事項と同様の内容とする。(15)立入禁止を講ずる場合に提出を求める事項・盛土を講ずる場合に提出を求める事項と同様の内容とする。(16)原位置封じ込めの措置を講ずる場合に提出を求める事項・把握した基準不適合土壌の範囲及び区画ごとの深度別濃度・評価地点の位置とその根拠、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度とその設定根拠・第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法及び当該方法により第二溶出量基準適合となることの確認結果・第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地としていることを確認する方法・封じ込める側面を囲む目標土壌溶出量を超える濃度の土壌のある範囲であって、封じ込めを行う範囲・目標土壌溶出量を超える濃度の土壌のある範囲の側面を囲み、目標土壌溶出量に適合しない土壌の下にある不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する方法及び当該構造物の種類・目標土壌溶出量を超える濃度の土壌の下にある地層が不透水層（厚さが５m以上であり、かつ、透水係数が毎秒100nm（岩盤にあっては、ルジオン値が１）以下である地層）又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層であることの確認結果・覆いの範囲、種類及びその層厚・覆いの損壊を防止するための措置・表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられる土地における覆いの範囲、種類及び層厚・措置の効果を確認するための観測井のうち、地下水質に係る観測井の設置予定位置、当該位置とする根拠、観測井の設置方法、観測井における測定の対象となる特定有害物質、期間及び頻度・構造物により囲まれた範囲に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認する観測井の設置位置、観測井の設置方法、観測井における測定の期間及び頻度◎汚染除去等計画を変更した場合に都道府県知事に変更後の計画を提出しなくてよい軽微な変更として定める要件（別紙９）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる措置 | 軽微な変更の内容 |
| 全ての措置 | 措置の着手予定日、都道府県知事から示された措置を講ずべき期限の範囲での措置の完了予定日の変更 |
| 汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散、流出の防止の効果に影響を与えない施行方法の変更 |
| 掘削除去、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、原位置浄化、不溶化 | ① 掘削除去を行う範囲（掘削除去、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め）② 土壌中の特定有害物質を除去する範囲（原位置浄化）③ 特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する範囲（不溶化）①～③の変更のうち、目標土壌溶出量を超える濃度の土壌の範囲以外の変更であり、かつ準不透水層又は不透水層であってもっとも浅い位置にあるものより浅い範囲の中での変更であり、かつ新たに基準不適合土壌が帯水層に接することがない変更 |
| 原位置封じ込め | 目標土壌溶出量を超える濃度の土壌の範囲以外の変更であって、支障物等による封じ込め範囲の変更 |
| 区域外土壌入換え、区域内土壌入換え、盛土、舗装、立入り禁止 | 土壌入換えを行う範囲（区域外土壌入換え、区域内土壌入換え）、盛土を行う範囲（盛土）、舗装を行う範囲（舗装）、囲い又は覆いの範囲（立入り禁止）の変更のうち、基準不適合の範囲以外の変更 |
| 掘削除去、原位置浄化、不溶化、透過性浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、原位置封じ込め、遮水工封じ込め | ①掘削された基準不適合土壌を浄化する方法その他の方法（掘削除去）②土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法（原位置浄化）③特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法（不溶化）④汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法（透過性浄化壁による地下水汚染の拡大の防止）⑤第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法（原位置封じ込め、遮水工封じ込め）　①～⑤のうち、現に当該方法により目標土壌溶出量以下の濃度の（⑤の場合にあっては第二溶出量基準に適合する）汚染状態の土壌となることを汚染除去等計画において確認している方法 |

2◎措置に係る工事を終了した際又は措置の全てが完了した際に報告する事項（別紙10）(1)措置に係る工事を終了した際に報告する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる措置 | 工事を終了した際の報告事項 |
| 地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化 | ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名・汚染の除去等の措置を行った要措置区域の所在地・土地の所有者等が講じた措置・着手日及び工事終了日・区域外から土壌を搬入した場合にあっては、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定した結果・汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては変更後の措置・実施した措置の内容を明らかにした図面 |
| 掘削除去、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、原位置浄化、不溶化 | 掘削除去を行った範囲、原位置浄化の措置を行う場合にあっては土壌中の特定有害物質を除去した範囲、不溶化の措置を講ずる場合にあっては特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更した範囲を変更した場合にあっては変更後のそれぞれの範囲 |
| 原位置封じ込め | 目標土壌溶出量を超える濃度の土壌であって、封じ込めを行った範囲を変更した場合にあっては変更後の範囲 |
| 掘削除去、原位置浄化、不溶化、透過性浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、原位置封じ込め、遮水工封じ込め | ①掘削された基準不適合土壌を浄化する方法その他の方法（ 掘削除去）②土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法（ 原位置浄化）③特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法を変更した場合にあっては、変更後の方法（ 不溶化）④汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法（ 透過性浄化壁による地下水汚染の拡大の防止）⑤第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法（ 原位置封じ込め、遮水工封じ込め）を変更した場合にあっては変更後の方法 |
| 掘削除去 | 土壌溶出量基準不適合の土壌について、要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌を埋め戻す場合にあっては、当該土壌が目標土壌溶出量以下の濃度の土壌であることを確認した結果 |
| 不溶化 | 目標土壌溶出量以下の濃度の汚染状態にある土地としていることを確認した結果 |
| 原位置封じ込め及び遮水工封じ込め | 第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地としていることを確認した結果 |

(2)措置の全てが完了した際に報告する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる措置 | 措置を完了した際の報告事項 |
| 全ての措置 | ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名・汚染の除去等の措置を行った要措置区域の所在地・土地の所有者等が講じた措置・着手日及び措置完了日 |
| 土壌汚染の除去、不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め | 地下水の水質の測定期間、測定頻度及び測定結果 |
| 遮水工封じ込め、遮断工封じ込め | 雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認した結果 |
| 地下水の水質の測定 | 措置の完了を報告する場合にあっては、今後、地下水濃度が目標地下水濃度を超えるおそれがないことを確認した結果 |
| 土壌汚染の除去、舗装、立入禁止、土壌入換え、盛土 | 区域外から土壌を搬入した場合にあっては、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定した結果汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては変更後の措置実施した措置の内容を明らかにした図面 |
| 掘削除去 | 要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌含有量基準不適合の土壌を埋め戻す場合にあっては、当該土壌が土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果 |
| 原位置浄化 | 土壌含有量基準不適合の土壌から特定有害物質の除去を行った後に特定有害物質の量を測定した結果 |
| 区域外土壌入換え、区域内土壌入換え | 土壌入換えを行った範囲、囲い又は覆いの範囲を変更した場合にあっては、変更後のそれぞれの範囲 |
| 盛土、舗装 | 盛土を行った範囲、舗装を行った範囲を変更した場合にあっては、変更後の範囲及び厚さ |
| 盛土 | 基準不適合土壌以外の土壌であることの確認結果 |
| 立入禁止 | 囲い又は覆いの範囲を変更した場合にあっては変更後の範囲 |

◎要措置区域等の台帳の帳簿記載事項並びに添付する図面及び書類として新たに定める事項（下線部が新規追記事項）（別紙11）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 帳簿記載事項 | 図面及び書類 |
| 調査対象とする深さの限定 | ・調査対象とする深さを限定した調査により区域が指定された場合は、その旨・調査対象とした深さ | ・土壌汚染状況調査の調査対象深さ並びに試料採取地点及び深さ並びに土壌の汚染状態を明示した図面（＊既存の規定を改正（下線部）） |
| 汚染の除去等の措置 | － | ・詳細調査を行った場合は、調査範囲、深さ及び土壌の汚染状態を明示した図面（ ＊ 区域指定時の土壌汚染状況調査において汚染又は汚染のおそれがないことを確認した範囲以外の範囲を詳細調査した場合を含む）・汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面（＊既存）・搬入土壌の汚染状態及び使用場所を明示した図面（具体的な搬入土の品質管理方法は「要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法」に掲げるとおりである。） |
| 土地の形質の変更、土壌の移動及び搬入 | ・土地の形質の変更の実施状況（＊既存） | ・土地の形質の変更の施行方法を明示した図面・土壌の移動の状況を明示した図面（ ＊ 臨海部特例区域における事後届出によるもの）・搬入土壌の汚染状態及び使用場所を明示した図面（ ＊ 臨海部特例区域における事後届出又は認定調査のための報告によるもの）・区域指定時の土壌汚染状況調査において汚染又は汚染のおそれがないことを確認した範囲以外の範囲を調査した場合、当該範囲の汚染状態を明示した図面 |
| 臨海部特例区域 | ・法第12 条第1項第１ 号に規定する土地（＊臨海部特例区域）のものにあっては、その旨 | ・申請にかかる形質変更時要届出区域内の土地を汚染状況及び汚染のおそれに応じて区分した図面・それぞれの土地の範囲における土地の形質の変更の施行方法を示す書類 |
| 認定調査 | － | ・認定調査を行った場合は、調査範囲、深さ及び土壌の汚染状態を明示した図面3 |

 |

（２）臨海部の工業専用特定地域の特例

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　臨海部特例区域に係る手続の流れ・臨海部特例区域に係る手続の流れについては、形質変更時要届出区域において、形質変更の事前届出の例外の適用を希望する土地の所有者等は施行及び管理に係る方針の確認を都道府県知事へ申請し、都道府県知事の確認を受けることができることとされており、方針の確認を受けた後は、当該区域内で行われる土地の形質の変更（通常の管理行為、軽易な行為を除く。）のうち、施行及び管理に関する方針に基づく土地の形質の変更については事前届出の例外とし、１年ごとの事後届出を認めることが適当である。・方針の確認を受けた土地は、形質変更時要届出区域台帳において、その旨を明示（臨海部特例区域）して記載することが適当である。２　臨海部特例区域の要件（１）土地の要件・臨海部特例区域の要件については、臨海部特例区域が、ア 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然由来又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来することイ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことを満たしている土地とすることが適当である。具体的には、別紙３の要件を満たしている土地とすることが適当である（２）土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針に係る要件１）土地の形質の変更の施行方法に関する方針・土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針のうち、土地の形質の変更の施行方法に関する方針については、以下のことが定められていることが適当である。ア 対象地が、汚染原因及び人為由来の汚染のおそれに応じて区分けされていることイ 土地の形質の変更の施行方法については、事前届出の際に求められる方法と同様とし、上記区分けに応じて定められた方法（別紙４）で実施すること２）土地の形質の変更の管理方法に関する方針・土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針のうち、土地の管理方法に関する方針については、記録及び保管方法、人為的原因又は原因不明な汚染が確認されたことに係る対応及びその他都道府県知事が必要と認める事項が方針に定められていることが適当である。具体的には、以下のとおりとすることが適当である。ア 記録及び保管土地の形質の変更、土壌の区域内移動、区域外からの搬入及び区域外への搬出について、別紙５（１）に掲げる必要な内容について記録をし、その記録を５年間保存することが定められていること。また、記録の対象となる行為はすべての土地の形質の変更とするが、事後届出の対象外となる通常の管理行為、軽易な行為については記録の対象としないことも可能とする。土地の所有者等と土地の形質の変更を行う者が異なる場合は、土地の形質の変更を行う者に記録させることが定められている必要があり、記録は土地の所有者等が保存すること。イ 人為的原因又は原因不明な汚染が確認されたことに係る対応（ア）人為的原因又は原因不明な汚染が確認された場合、別紙５（２）に掲げる事項について、都道府県知事への連絡及び方針等を変更して届出を行うことが定められていること（イ）汚染の拡散が生じた場合、別紙５（３）に掲げる事項を届け出ることのほか、対応方法及び連絡体制が適切に定められていることウ その他都道府県知事との協議により必要とされた事項地下水モニタリング等、都道府県知事との協議により必要とされた事項がある場合、記載すること | ◎汚染が専ら自然由来又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来すること及び人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことのの要件（別紙３）○土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然由来又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来することの要件（汚染が専ら自然由来の場合）以下のいずれの要件も満たしていること・人為的原因による土壌汚染が判明している土地ではないこと・第二溶出量基準に適合していること・特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）であること・土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっていること・人為的原因及び埋立材に由来する土壌汚染のおそれが「ない」若しくは「少ない」であること、又は、試料採取等を実施した場合にあっては、調査の結果、人為的原因及び埋立材に由来する汚染が確認されていないこと（汚染が専ら水面埋立てに用いられた土砂由来の場合）以下のいずれの要件も満たしていること・土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂＊に由来する土壌汚染であること・廃棄物が埋め立てられている場所でないこと・人為的原因による土壌汚染が判明している土地ではないこと・人為的原因に由来する土壌汚染のおそれが「ない」若しくは「少ない」であること、又は、試料採取等を実施した場合にあっては、調査の結果、人為的原因に由来する汚染が確認されていないこと＊水面埋立てに用いられた土砂とは次を指す① 公有水面埋立法施行以降に、同法に基づき埋め立てられた土地の土砂② 公有水面埋立法施行以前に埋め立てられた土地であって、水面の埋立て又は干拓により造成された土地であることが明らかである土地の土砂③ ①及び②の埋立事業により埋め立てられた土地と隣接し、同一の埋立事業又は計画に基づき、土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂と同等の土砂を用いて造成した土地の土砂○人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことの要件以下のいずれの要件も満たしていること・都市計画法第８ 条第１ 号の工業専用地域（ ただし、港湾法第２条第４項の臨港地区で分区が指定された土地のうち、用途規制が条例により緩和されている土地を除く。） 又は工業専用地域と同等の用途規制が条例により行われている港湾法第39条第３号の工業港区（ 以下「工業専用地域等」という。） であること・地下水の主流向の下流側の方向に海域まで工業専用地域等以外の地域が存在しないこと◎土地の状況に応じた施行方法（別紙４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自然由来又は水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染 | 人為由来の汚染のおそれ | 形質の変更の施行方法 |
| 自然由来の汚染のある土地 | ない | 自然由来特例区域の施行方法 |
| 少ない | 一般管理区域の施行方法 |
| 埋立地であり、水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染のある土地 | 公有水面埋立法による土地（昭和52年３月15日以降に埋め立てが開始され、かつ、土壌の汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの＊） | ない | 埋立地特例区域の施行方法 |
| 少ない | 埋立地管理区域の施行方法 |
| 公有水面埋立法による土地（昭和52年３月15日より前に埋立てが開始されたもの） | ない | 埋立地管理区域の施行方法 |
| 少ない | 埋立地管理区域の施行方法 |
| 公有水面埋立法に基づかない土地（公有水面埋立法施行（大正10年）より前に埋め立てられた土地等） | － | 一般管理区域の施行方法 |

＊昭和52 年３月15 日より前に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地のうち、一定の要件を満たしたものも含む。◎土地の形質の変更の管理方法に関する方針（別紙５）(1)記録及び保管すべき内容・土地の形質の変更を行う場所・土地の形質の変更を行う土地における土壌の特定有害物質による汚染の状態・土地の形質の変更の種類・土地の形質の変更の着手日及び完了日（完了予定日）・土地の形質の変更の面積及び深さ・土地の形質の変更における汚染の拡散の有無及び有りの場合の対応・指定区域内における及び区域外への土壌の移動の有無、土壌の移動がある場合にあっては移動量及び移動先・地下水の水質の監視を実施した場合には結果の記録・汚染の拡散等が生じた場合には実施した対応方法等(2)汚染が確認された場合の都道府県知事へ連絡・届出すべき事項・土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名・形質変更時要届出区域のうち汚染が確認された場所（図面）・施行及び管理に関する方針について汚染が確認された土地が除外され、都道府県知事に報告されること(3)汚染の拡散が生じた場合の都道府県知事へ連絡等すべき事項・土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名4・形質変更時要届出区域のうち汚染の拡散が生じた場所（図面）・生じた汚染拡散への対応措置 |
| ３　臨海部特例区域の方針の確認申請の際に記載する事項・臨海部特例区域の方針の確認申請の際に記載する事項等については、土地の所有者等が都道府県知事に対して次の事項を記載した様式により申請することが適当である。ア 申請を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名イ 方針の確認を受ける形質変更時要届出区域の所在地（添付資料：申請の対象となる範囲を表した図面）ウ 申請する土地の範囲に申請者以外の土地の所有者等（例：土地が共有物である場合の申請者以外の共有者）が存在する場合は、申請者以外の土地の所有者等全員の合意書エ 申請者が複数存在する場合は、土地の形質の変更に係る管理の実施体制を明らかにした書類・上記の様式に併せて施行及び管理に関する方針を提出することし、同方針には別紙６に掲げる書類、図面を添付することが適当である。４　臨海部特例区域に係る台帳記載事項・臨海部特例区域に係る台帳記載事項については、臨海部特例区域に該当することが認められた場合、現行の記載事項及び添付書類に加えて、以下の事項を記載（添付）することが適当である。ア 臨海部特例区域の範囲イ 臨海部特例区域における土地の形質の変更の施行及び管理の方針５　臨海部特例区域における形質変更の事後届出に係る手続等・臨海部特例区域における形質変更の事後届出に係る手続と届出事項等については、土地の形質の変更をした者は、１年間ごとに、形質変更の事後届出に係る書類として、以下の書類を都道府県知事に届け出ることが適当である。ア １年間における土地の形質の変更（通常の管理行為、軽易な行為を除く。）について、一覧表にしたものイ 土地の形質の変更及び土壌の移動を行った場所並びにその形質変更後及び移動後の汚染状態を明らかにした図面６　臨海部特例区域の方針の変更等に係る手続（１）臨海部特例区域の方針の変更・土地の所有者等は、土地の施行及び管理に関する方針について、確認を受けた内容を変更（土地の範囲の拡大、土地の汚染状態の変化を反映した施行方針の変更等）しようとする場合は、あらかじめ、都道府県知事に対して方針の変更内容を届け出て都道府県知事の確認を受けることとすることが適当である。なお、土地の所有者等の変更等、土地の形質の変更に係る施行方法の変更を伴わない事項については、変更後に遅滞なく届け出ることが適当である（２）臨海部特例区域の方針の廃止・土地の所有者等が臨海部特例区域以外の形質変更時要届出区域への変更を希望する場合は、臨海部特例区域の方針の廃止の届出を行うことが適当である。その場合、臨海部特例区域の適用をやめる区域における施行及び管理の実績（土地の形質変更の記録、土壌の移動の記録）を提出することが適当である。・都道府県知事は、上記の提出書類により、臨海部特例区域の適用をやめる区域について、確認できた汚染状態に応じ、自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域に変更することが適当である。（３）施行方法及び管理に関する方針の確認の取消しに係る手続・都道府県知事は、確認を受けた方針に反する行為が行われ、かつ、形質の変更の事前届出が行われていないと認めるとき、又は確認の前提となる要件（法第12 条第１項第１号イ及びロ）を欠くに至ったときは、当該確認を取消すことが適当である。（４）区域指定の解除について・追完調査等を行い、全ての調査対象物質への基準適合が確認された場合には、形質変更時要届出区域の指定が解除されることが適当である。７　臨海部特例区域の申請のための調査の方法・臨海部特例区域に係る方針の確認申請は、原則、既に形質変更時要届出区域（自然由来特例区域又は埋立地特例区域）に指定されている土地について行うことが適当である。なお、現在区域指定されていない土地においても、土壌汚染状況調査を実施し、法第14 条に基づく指定の申請とともに、土地の形質の変更に係る施行及び管理の方針の確認の申請のための手続を行うことができるとすることが適当である。 | ◎施行及び管理に関する方針に添付が必要な資料（別紙６）（土地の要件について）・申請に係る土地が法第12 条第１項第１号イ及びロへ適合することを示す書類イ 専ら自然由来又は専ら水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染がある形質変更時要届出区域であることロ 臨海部の工業専用地域等で人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地であること（土地の形質の変更の施行方法に係る方針について）・申請に係る形質変更時要届出区域内の土地を汚染に応じて区分した図面・土地の汚染の状態に応じたそれぞれの土地の範囲における土地の形質の変更の施行方法を示す書類（管理に係る方針について）・記録及び保存方法が記載された書類・指定物質以外の人為的原因による汚染が確認された場合の都道府県知事への連絡の方法を示した書類・実施した施行の内容の記録及び保存方法が示された書類・汚染の拡散が生じた場合の対応方法を示した書類及び連絡の方法を示した書類・当該土地の所有者等が変わった場合、適切に引き継ぐ旨を示した書類・その他、自主的に取り組むことを記載した書類、都道府県知事との合意事項を示した書類5 |

（３）自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の取扱い

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　自然由来等形質時変更要届出区域間の移動（１）自然由来等形質時変更要届出区域間の移動に向けた手続きの流れ・自然由来等形質変更時要届出区域間の移動に向けた手続の流れについては、自然由来等形質変更時要届出区域から自然由来等土壌（自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌をいう。）を搬出しようとする者は、搬出届出（法第16 条届出）を行い、都道府県知事は、搬出先が汚染状態や地質が同じ自然由来等形質変更時要届出区域であることを確認（都道府県知事は、受入側と搬出側の汚染状態や地質が同じでない場合は、区域間移動ではなく、汚染土壌処理業者に委託するよう計画の変更命令を届出を受けた日から14 日以内に限り発出。）することが適当である。・自然由来等形質変更時要届出区域で自然由来等土壌を使用（地盤の嵩上げ等の土地の形質変更に使用することをいう。）しようとする者は全て、土地の形質変更届出（法第12 条届出）を行うことが適当である。また、当該運搬に係る自然由来等土壌を使用した土地の形質変更は60 日以内で行い、終了したときは、管理票の写しを管理票交付者及び運搬者に送付することが適当である。（２）自然由来等形質時変更要届出区域間の移動の要件１）区域間の移動が可能な汚染土壌の要件・自然由来等形質変更時要届出区域間の移動について、区域間の移動が可能な汚染土壌の要件は、汚染が専ら自然由来又は土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌であるとされているところ、自然由来等形質変更時要届出区域のうち、ア　汚染が専ら自然に由来するものは、汚染が第二種特定有害物質（シアンを除く）のみであり、かつ、第二溶出量基準に適合していること、土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっている等の要件（別紙15）イ　汚染が専ら埋立材に由来するものは、公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること、廃棄物が埋め立てられている場所でないこと、第二溶出量基準に適合していること等の要件（別紙15）をそれぞれ満たしている区域とすることが適当である。　２）受入側の要件　　・また、受入側においては、新たな汚染を引き起こさないことが前提となるため、受入側の要件は、自然由来等形質変更時要届出区域であって、ア　汚染の状況が同様である基準は、搬出先の区域指定物質の種類が搬出元の区域指定物質の全部を含むことイ　土地の地質が同じである基準は、搬出元及び搬出先が自然由来等形質変更時要届出区域であり、かつ、汚染が専ら自然由来の場合にあっては地層構成が同じであり、汚染が専ら埋立材由来の場合にあっては同一港湾内にあることとすることが適当である。３）自然由来等形質時変更要届出区域間の移動の際に届出が必要な事項等　　・自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の際に届出が必要な事項等については、自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の要件を踏まえて、搬出届出には、通常の搬出届出に必要な届出事項に加え、新たに自然由来等土壌を土地の形質の変更に使用することを示す書類、汚染状態が同様であることを証する書類、地層構成が同じあるいは同一港湾内にあることを証する書類、搬出時にも自然由来等形質変更時要届出区域の要件を満たしていることを証する書類等（別紙16）を添付することが適当である。・受入側の法第12 条の届出には、通常の届出事項に加え、使用する自然由来等土壌のあった土地の所在地、区域や特定有害物質の種類、汚染状態等（別紙16）を記載することが適当である。２　自然由来等土壌に適応した処理施設の構造要件等（１）自然由来等土壌を水面埋立、構造物使用する場合の手続きの流れ・自然由来等土壌（第一種、第三種及びシアン化合物に係るものであり、土壌含有量基準に適合しない埋立材由来土壌を除く。また、水銀は揮発性が高く、活用時における地下浸透の評価が困難となるため、除くことが適当である。）を水面埋立て（海面埋立てに限る。以下同じ。）又は構造物利用（構造物内部の材料として飛散等しない状態で利用することをいう。）する場合の手続の流れについては、自然由来等土壌の受入れを行う者が、あらかじめ、都道府県知事より、法第22 条の処理業の許可を受けることが適当である。なお、構造物利用については、処理施設としての廃止措置の後の期間においても、適切な維持管理がなされるものを対象とすることが適当である。また、自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌のほか、構造物利用した自然由来等土壌についても、使用履歴から利用した場所が明らかであること、構造物利用終了後地歴調査から人為由来の汚染がないことが確認できた場合は、再活用できるとすることが適当である。（２）水面利用や構造物利用の要件・人の健康を保護することを前提としつつ、資源の有効利用を図るため、自然由来等土壌に適応した許可基準、処理基準を定めることが適当であり、具体的には別紙17 のとおりとすることが適当である。（３）自然由来等土壌の受入を終了（廃止）した際の調査、区域指定等・水面埋立てや構造物への自然由来等土壌の受入れを終了したときは、汚染土壌処理業の廃止に該当し、その敷地の土地の調査を行い、結果を都道府県知事に報告することが適当である。都道府県知事は、その結果を踏まえ、区域指定することが適当である。その際、自然由来等土壌等を受入れており汚染があることが前提であることを踏まえ、地歴調査の結果、自然由来等土壌等を使用していることが明らかになった部分については、自然由来等土壌の搬出元の区域指定時の汚染状態と同じであるとして評価することが適当である。それ以外の部分は通常の調査を実施することが適当である。 | ◎自然由来等形質変更時要届出区域の要件（別紙15）○汚染が専ら自然由来の区域の要件・第二溶出量基準に適合していること・特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアンを除く） であること・土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっていること・人為的原因及び埋立材に由来する汚染のおそれがないこと又は試料採取を実施した場合にあっては、調査の結果、人為的原因及び埋立材に由来する汚染が確認されていないこと○汚染が専ら埋立材由来の区域の要件・公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること・汚染の原因が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来すること・廃棄物が埋め立てられている場所でないこと・第二溶出量基準に適合していること（ただし、昭和52年３月15日より前に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地については、さらに、第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していること）・人為的原因に由来する汚染のおそれがないこと、又は試料採取等を実施した場合にあっては、調査の結果、人為的原因に由来する汚染が確認されていないこと◎自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の際に届出が必要な事項等（別紙16）○搬出側（法第16 条の搬出届出事項、添付書類等）新たに求める事項、添付書類、図面・搬出先での土地の形質の変更の使用の完了予定日・搬出先で自然由来等土壌を土地の形質の変更に使用することを証する書類（例えば契約書等）・搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の場所を明らかにした図面・搬出先の土壌溶出量及び土壌含有量それぞれにかかる区域指定物質の種類が、搬出元の土壌溶出量及び土壌含有量それぞれにかかる区域指定物質の種類の全部を含むことを証する書類・搬出元及び搬出先が自然由来等形質変更時要届出区域であり、かつ汚染が専ら自然由来の場合にあっては地層構成が同じ、汚染が専ら埋立材由来の場合にあっては同一港湾であることを証する書類・搬出時にも搬出元が自然由来等形質変更時要届出区域の要件を満たしていることを証する書類※ 変更時や非常災害時に届出する事項や書類等についても同様とする。○受入側（法第12 条の届出書類）新たに求める事項、添付書類、図面・自然由来等土壌のあった土地の所在地・自然由来等土壌のあった土地の区域の汚染由来の別・自然由来等土壌のあった土地の特定有害物質の種類・自然由来等土壌のあった土地の汚染状態・土地の所有者等と土地の形質の変更をする者が異なる場合には、土地の所有者等の同意書◎自然由来等土壌を水面埋立てや構造物利用する際の許可基準、処理基準等（別紙17）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 水面埋立て | 構造物利用 |
| 許可基準 | ・飛散、流出等の防止を行うこと・地下浸透防止措置は不要とすること・周辺海域の水質の測定を行うこと・公共用水域へ排水する場合の測定及び基準遵守、下水へ排除する場合の測定及び基準遵守は不要とすること。 | ・飛散、流出等の防止を行うこと・帯水層からの距離や特定有害物質の土壌への吸着特性等を考慮しつつ、新たに地下水汚染を生じさせないよう、構造物の底面と50㎝以上地下水位から離す又は接しないようにすること・周辺地下水等の水質測定等を行うこと・処理の目的及び処理後の当該地の土地利用が適正であること |
| 処理基準(許可基準の要件も含め確認 | ・海洋汚染防止法の水底土砂判定基準に適合しない土壌を受入れてはならないこと。・自然由来等土壌を使用している旨を表示すること。 | ・第二種特定有害物質（シアン化合物を除く） にかかる自然由来等土壌等のみ受入れること・第二溶出量基準に適合しない土壌を受入れてはならないこと・自然由来等土壌を使用している旨を表示すること |
| 覆い | ・50㎝ 以上の覆土又はそれと同等以上 | ・50 ㎝以上の覆土又はそれと同等以上の効果を有する方法（ただし、構造物内に雨水等がたまるおそれがある場合は雨水等がたまらない方法） |

※ 許可基準として、土質改良（粒度調整、含水調整等）を行う場合は、改良後の土壌が元の区域指定物質の土壌溶出量及び土壌含有量より増加しない、その他の物質について基準適合となる方法であることを追加し、許可申請時に土質改良の試験結果等の関連する書類を確認する。また、処理施設の処理能力や処理する土壌の汚染状態を変更する場合は、変更許可申請、土質改良の方法を変更する場合は、変更届出をそれぞれ行う。6 |

（４）飛び地間の土壌の移動の取扱い

|  |  |
| --- | --- |
| １　手続の流れ・要措置区域等から土壌を搬出しようとする者は、搬出届出（法第16条届出）を行い、都道府県知事は、搬出先が一の土壌汚染状況調査結果に基づく要措置区域等であることを確認することが適当である。なお、搬出先が一の土壌汚染状況調査結果に基づく要措置区域等でない場合、都道府県知事は汚染土壌処理業者に委託するよう計画を変更する命令を、届出を受けた日から14日以内に限り発出できることとされている。・土壌使用者は、１台の自動車等が運搬する土壌ごと（管理票の交付ごと）に、受入側の要措置区域等で当該土壌を使用（遮水工封じ込めや不溶化埋戻し、浄化土壌の埋戻し等の土地の形質の変更に使用することをいう。）した土地の形質変更を60日以内で行い、土地の形質変更をしたときは、管理票の写しを一定期間内に管理票交付者及び運搬者に送付することが適当である。２　届出が必要な事項・届出が必要な事項等については、搬出届出には、通常の搬出届出に必要な届出事項に加え、一の土壌汚染状況調査結果に基づき指定された区域であることを示す書類、搬出元及び搬出先の区域内において土地の形質の変更に使用する場所を明らかにした図面、搬出先での土地の形質の変更の使用の完了予定日を記載又は添付することが適当である。なお、変更時や非常災害時に届出する事項や書類等についても同様とすることが適当である。 | 7 |